☆ 選任様式１

平成 年 月 日

○○支部　支部長殿

 立候補者名　　　　　　　　　　　印

○○支部代議員立候補について(届出)

私儀、公益社団法人日本認知症グループホーム協会○○支部代議員候補者として立候補いたしますので、定款施行規程第９条第２項の規定に基づき届け出ます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 役　職 | グループホーム名及び住所 |  |
|  |  |  |  |

（注）略歴及び確認書（代議員用）を添付すること。

（注）自署捺印なきものは無効。

（注）被選挙人の資格（代議員等選任規程第６条）

　　　資格審査の時点で正会員として承認され、会費が全額納入されていこと。かつ、代議員等

を選任する日においても正会員であること。

以上

* 選任様式２

平成 年 月 日

○○支部　支部長殿

 立候補者名　　　　　　　　　　　印

○○支部予備代議員立候補について(届出)

私儀、公益社団法人日本認知症グループホーム協会○○支部予備代議員候補者として立候補いたしますので、定款施行規程第９条第７項の規定に基づき届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名 | 役　職 | グループホーム名及び住所 |
|  |  |  |

（注）略歴及び確認書（代議員用）を添付すること。

（注）自署捺印なきものは無効。

（注）被選挙人の資格（代議員等選任規程第６条）

　　　資格審査の時点で正会員として承認され、会費が全額納入されていこと。かつ、代議員等

を選任する日においても正会員であること。

以上

☆ 選任様式３

平成 年 月 日

○○支部　支部長殿

 立候補者名　　　　　　　　　　　印

立候補辞退について(届出)

私儀、公益社団法人日本認知症グループホーム協会○○支部代議員候補者（又は予備代議員候補者）として立候補いたしましたが、都合により辞退いたしますので、代議員等選任規程第８条第３項の規定に基づき届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　名 | 役　職 | グループホーム名及び住所 |
|  |  |  |

以上

* Ｇ別紙１

略　歴（サンプル）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 |  | 生年月日 | 明・大・昭 年 月 日 |
| 最終学歴 |  | 性　　別 | 男・女 |
| 自宅住所(〒 ‐ )TEL. ‐ ‐  |
| 法人住所(〒 ‐ )法人名TEL. ‐ ‐ FAX. ‐ ‐  |
| 連絡先1.住所(〒 ‐ )　　　　　　　　　　　　　　２．TEL. 　 ‐ ‐３．FAX. 　 ‐ ‐  　　　　　　 ４．携帯電話　　‐ ‐５．E‐mail |
| 職 歴 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| そ の 他 | 他団体の役員就任及び賞罰等 |
| 平成 年 月 日氏名 印 |

★ Ｇ別紙２ （代議員用）

確　認　書

私は、下記欠格事由に該当しません。

平成　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　　印

記

１．次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から、5年を経過しない者

・　認定法の規定に違反したこと

・　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に違反したこと

* 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項 の規定を除く。）に違反したこと
* 刑法（明治40年法律第45号）第204条 、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
* 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したこと
* 国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと

**２．**禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

**３．**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号 に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

以上

　**確認書の提出にあたっての参考**

　確認書に記載されている１～３の事項ついては、公益認定法第６条第１項で欠格事由として規定されております、

◎刑法の該当条文について

　　①第２０４条－傷害　②第２０６条－第２０４条に係る現場助勢

　③第２０８条－暴行　④第２０８条の３第１項－凶器準備集合及び結集

　　⑤第２２２条－脅迫　⑥第２４７条－背任

◎暴力行為等処罰に関する法律第１条、第２条若しくは第３条について

　　集団的・常習的な暴行・脅迫・器物破損・面会強請、銃砲・刀剣による加重傷害などの犯罪